

計量行政の概要

令和3年度

(令和2年度実績)



山口県計量検定所

目 次

第 1	総 説	1
1	事業概要	1
2	沿 革	1
3	位 置	2
4	組織及び分掌事務	4
5	基準器及び検定検査設備保有状況	5
6	決算概要	6
第 2	計量関係事業の登録・届出及び指定	8
1	計量関係事業の登録・届出及び指定の事務処理状況	8
2	登録・届出及び指定の状況	9
第 3	基準器検査	10
	検査実績	10
第 4	検 定	12
	検定実績	12
第 5	定期検査	15
	定期検査実績	15
第 6	計量証明事業者が使用する特定計量器の検査	26
	検査実績	26
第 7	立入検査	27
1	特定計量器立入検査実績	27
2	商品量目立入検査実績	28
第 8	計量思想の普及啓発及び指導	30
第 9	特 定 市	31
第 10	計量関係団体	31
1	一般社団法人山口県計量協会	31
2	山口県環境計量証明事業協会	31

第 1 総 説

1 事業概要

計量検定所は、計量法の目的である「適正な計量の実施の確保」に努めることにより、県民の生活、文化、教育、産業経済、環境保全などあらゆる面における正しい計量を担保し、もって県経済の発展、文化の向上及び消費者保護に寄与するため、県下全域にわたり、以下の業務を実施している。

なお、下関市は、政令で定める「特定市」として、その区域内における定期検査、立入検査等の業務を実施している。

(1) 正しい計量器の供給

- ① 特定計量器の検定
- ② 基準器の検査
- ③ 特定計量器に関する事業の届出

(2) 正しい計量の実施

- ① 特定計量器の定期検査
- ② 計量証明事業の登録及び計量証明事業者が使用する特定計量器の検査
- ③ 特定計量器及び商品量目の立入検査

(3) その他

- ① 計量思想の普及・啓発
- ② 計量管理の推進、指導

2 沿 革

明治24年に度量衡法が公布され、同26年に施行されたことに伴って事務を開始したのが、山口県の計量行政の始まりである。

それ以来幾多の変遷を経て、現在は地方自治法第156条に基づく行政機関として、各都道府県に計量検定所等が設置されている。

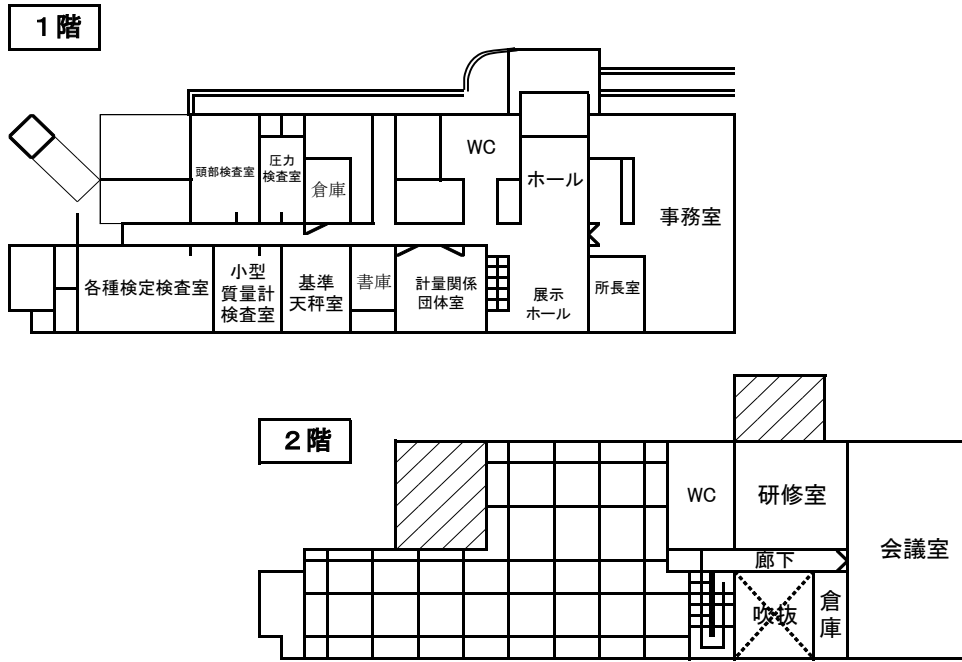
1875	明治8年8月	度量衡取締条令、度量衡検査規則、度量衡種類表を制定公布（大蔵省所管）
1881	明治14年4月	度量衡事務が農商務省の所管となる。
1885	明治18年	メートル法条約に加入、翌年4月に公布
1891	明治24年3月	度量衡法公布（検定、取締りは地方長官（現在の知事）の所管となる。）
1893	明治26年2月	度量衡法施行、事務開始（度量衡常置検定所設置）
1908	明治41年9月	山口県度量衡検定所を下関市に設置、本庁にも度量衡検定員を配置
1915	大正4年	内務部商工水産課に度量衡係を設置
1922	大正11年	総務部商工課度量衡係となる。
1945	昭和20年7月	度量衡検定所が戦災により焼失したため県庁内に移転

1951	昭和26年6月	計量法公布
1955	昭和30年4月	防府市駐在（2名）を設置
1956	昭和31年4月	防府市駐在を廃止
1956	昭和31年10月	山口県計量検定所設置条例の制定公布に伴い名称を改称
1963	昭和38年4月	柳井市駐在（2名）を設置
1972	昭和47年1月	事務所用土地・建物を運輸省から購入
1972	昭和47年5月	山口市神田町に事務所を移転
1972	昭和47年12月	下関タクシメーター装置検査場を新設
1973	昭和48年4月	柳井市駐在を廃止
1973	昭和48年12月	岩国タクシメーター装置検査場を新設
1975	昭和50年11月	徳山タクシメーター装置検査場を新設
1992	平成4年5月	新計量法公布
1993	平成5年11月	新計量法施行
1998	平成10年3月	山口市大字鑄銭司に新築移転
2003	平成15年3月	下関タクシメーター装置検査場を廃止
2005	平成17年4月	定期検査・計量証明検査を外部に業務委託

3 位 置

(1) 所在地	〒747-1221	山口市鑄銭司12361-31
電話		(083)985-1710
F A X		(083)985-1711
E - m a i l		a16103@pref.yamaguchi.lg.jp
U R L		http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a16100/keiryu/top.html
(2) 土地・建物	敷地面積	4,989.73m ²
	施設延面積	1,339.76m ²
(3) 施設	本館棟	920.66m ² 鉄筋コンクリート造 2階建
	検査棟	360.86m ² 鉄骨造 平屋建
	車庫	58.24m ² 鉄骨造 平屋建

本館棟



● 基準天びん室

恒温・恒湿の環境を維持した室内に、基準はかり・電子天びん・特級基準分銅・1級基準分銅を設置し、小型基準分銅の検査を行う。

● 圧力検査室

基準液柱型圧力計・基準重錘型圧力計を設置し、圧力計および血圧計の検定・検査を行う。

● 小型質量計検査室

基準分銅を設置し、小型質量計の検定・検査を行う。

● 各種検定検査室

基準巻尺・基準ガラス製温度計・基準フラスコ・基準積算体積計・基準タンク・温度検査槽等を設置し、長さ計・温度計・体積計等の検定・検査を行う。

検査棟

● 大型基準分銅検査室

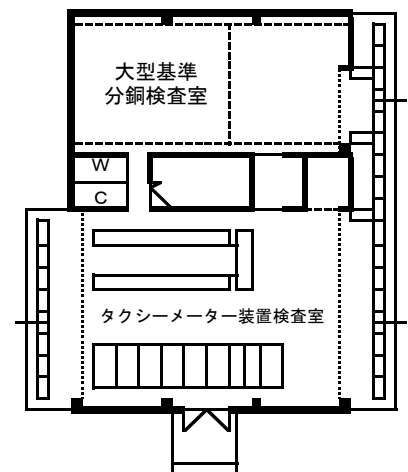
天井走行クレーン・基準台手動はかり・電子天びん・大型基準分銅を設置し、大型基準分銅・大型はかりの検定・検査を行う。

● タクシーメーター装置検査場

タクシーメーター装置検査用基準器を設置し、タクシーメーター装置検査を行う。

タクシーメーター装置検査場(山口市以外)

岩国市	1基
周南市	1基



4 組織及び分掌事務（令和3年4月1日現在）

(1) 組織（現員9名）

所長(1) — 次長(1) — 主査(2) — 主任(3) — 主事(2)

(2) 分掌事務

- ・ 特定計量器の製造、修理、販売事業の届出に関する事。
- ・ 計量証明事業の登録に関する事。
- ・ 計量士の登録及び指導に関する事。
- ・ 適正計量管理事業所の指定、検査及び指導に関する事。
- ・ 基準器の検査に関する事。
- ・ 特定計量器の検定に関する事。
- ・ 特定計量器の定期検査に関する事。
- ・ 定期検査に代わる計量士による検査に関する事。
- ・ 計量証明事業に使用する特定計量器の検査に関する事。
- ・ 特定計量器等使用者の指導及び立入検査に関する事。
- ・ 計量商品の製造、卸・小売業者などの指導及び立入検査に関する事。
- ・ 特定商品の量目検査に関する事。
- ・ 商品量目監視員に関する事。
- ・ 計量思想の普及、啓発に関する事。
- ・ 計量関係団体の育成・指導に関する事。

5 基準器及び検定検査設備保有状況

● 主な基準器及び検定検査設備

(令和3年3月31日現在)

区分	名称	型式又は能力等	数量
長さ	基準巻尺	5 m	1
	タクシメーター頭部検査用装置	2台掛(2)、10台掛(1)、30台掛(1)	4
	タクシメーター装置検査用基準器	定置式	3
	タクシー回転数計	可搬式	3
質量	基準手動天びん	5 g ~ 30 kg	4
	特級基準分銅	1 mg ~ 10 kg、1 mg ~ 20 kg	2組
	1級基準分銅	1 mg ~ 20 kg	1組
	〃	1 mg ~ 10 kg	1組
	〃	100 mg ~ 10 kg	1組
	〃	1 mg ~ 2 kg	1組
	〃	1 mg ~ 100 g	4組
	2級基準分銅	10 mg ~ 20 g、10 mg ~ 100 g 1 g ~ 50 g、100 g ~ 2 kg	8組
	〃	ステンレス製 5 kg ~ 20 kg	34
	〃	鋳鉄製 10 kg ~ 20 kg	184
	〃	500 kg (4)、1 t (75)	79
	1級実用基準分銅	ステンレス製 50 g ~ 2 kg	4組
	〃	〃 5 kg ~ 20 kg	72
	2級実用基準分銅	真ちゅう製 50 g ~ 2 kg	63
	〃	ステンレス製 10 kg	2
	〃	バスケット 1 t	6
コンパレーター (メラー製) (ザルリウス製)	1 μ g ~ 1, 100 kg	12	
圧力	基準重錘型圧力計	0.05 Mpa ~ 200 Mpa	4
温度	基準ガラス製温度計	-52℃ ~ 200℃	13
体積	液体メーター用基準タンク	5.1 l ~ 200 l	7
	基準フラスコ	100 ml ~ 10 l	7
	基準ビュレット	50 ml ~ 500 ml	4
密度	液化石油ガス用基準浮ひょう型密度計	0.47 g/cm ³ ~ 0.57 g/cm ³	2
	密度基準器 (基準密度浮ひょう)	0.700 g/cm ³ ~ 0.900 g/cm ³	3

6 決算概要

(1) 歳入

(単位：千円)

事項別		年度	H30	R元	R2	
使用 係	検 定 関 係	検 定	5,294	3,820	4,676	
		検 査	0	0	0	
		基 準 器 検 査	1,516	1,135	1,228	
		小 計	6,810	4,955	5,904	
料 及 び 手 数 料	登 録	登 録	0	0	57	
		証 明 事 業	訂 正	7	2	2
			再 交 付	0	0	0
			謄本交付・閲覧	0	0	0
	関 係	適正計量管理事業所指定	3	0	3	
		〃 検 査	8	0	8	
		指定製造事業者検査	0	0	0	
		諸 証 明	13	7	7	
	小 計	31	9	77		
	その他	検定職員派遣等手数料	1,919	1,656	1,596	
合 計			8,760	6,620	7,577	

(2) 歳 出

(単位：千円)

事項別	年度	H30	R元	R2
報酬		0	0	975
職員手当等				137
(期末手当)				137
共済費		270	272	0
賃金		1,834	1,820	
報償費		290	290	343
旅費		667	457	282
需用費		3,147	2,995	2,812
(一般需用費)		3,147	2,995	2,812
役務費		513	422	542
委託料		11,351	12,529	11,643
使用料及び賃借料		574	587	557
備品購入費		1,620	2,717	3,014
負担金補助及び交付金		39	16	58
合計		20,305	22,105	20,363

第2 計量関係事業の登録・届出及び指定

計量法では、特定計量器の製造事業の届出、計量士の登録及び国の機関に係る適正計量管理事業所の指定は経済産業大臣の権限に、特定計量器の修理、販売、計量証明事業の登録・届出及び国の機関を除く適正計量管理事業所の指定については、都道府県知事の権限となっている。

最近3年間の処理状況は次のとおりである。

1 計量関係事業の登録・届出及び指定の事務処理状況

区分		年度		H30	R元	R2
登 録 ・ 届 出	製 造 事 業	届 出		4	0	1
		変 更		0	8	2
		廃 止		0	0	0
	修 理 事 業	届 出		7	0	0
		変 更		3	16	4
		廃 止		2	0	0
	販 売 事 業	届 出		3	5	4
		変 更		8	9	10
		廃 止		0	0	1
計 量 証 明 事 業	登 録		0	0	1	
	再 交 付		0	0	0	
	変 更・訂 正		39	31	54	
	謄 本・閲 覧		0	0	0	
	廃 止		1	0	2	
計 量 士	新 規 登 録		11	10	9	
	再 交 付		0	0	0	
	訂 正		1	1	0	
指 定	指 定 製 造 事 業 者 検 査	指 定		0	0	0
		廃 止		0	0	0
	適 正 計 量 管 理 事 業 所	指 定		1	0	1
		廃 止		3	1	0
	特 殊 容 器 製 造 事 業	指 定		0	0	0
		廃 止		0	0	0
合 計				83	81	89

2 登録・届出及び指定の状況

(令和3年3月31日現在)

事業区分等		区 分	事業所数
届	製造事業 (含従たる事業場)	タクシメーター	1
		質量計第1類	4
		質量計第2類	4
		分銅等	2
		ホッパースケール	7
		充填用自動はかり	7
		コンベヤスケール	6
		自動捕捉式はかり	7
		その他の自動はかり	7
		水道メーター第1類	1
		水道メーター第2類	1
		圧力計第1類	3
		圧力計第2類	3
		大型車載燃料油メーター	1
		定置燃料油メーター等	2
		自動車等給油メーター	2
		小型車載燃料油メーター	2
		液化石油ガスメーター	1
		小計	61
		出	修理事業
質量計第1類	13		
質量計第2類	12		
分銅等	6		
ホッパースケール	6		
充填用自動はかり	6		
コンベヤスケール	6		
自動捕捉式はかり	7		
その他の自動はかり	7		
自重計	6		
定置燃料油メーター等	2		
自動車等給油メーター	2		
小型車載燃料油メーター	2		
圧力計第1類	12		
圧力計第2類	12		
濃度計第1類	10		
濃度計第2類	10		
濃度計第3類	10		
小計	147		
	販売事業	質量計	291
登録	計量証明事業	質量	42
		体積	2
		熱量	0
		濃度	24
		特定濃度(ダイオキシン類)	1
		音圧レベル	9
		振動加速レベル	8
		小計	86
指定	適正計量管理事業所	大臣	0
		知事	547
合計			1,132

第 3 基 準 器 検 査

基準器は特定計量器の製造、検定、取締り、その他特定計量器を検査するときに、その標準となるもので、これを使い特定計量器の可否を決定している。

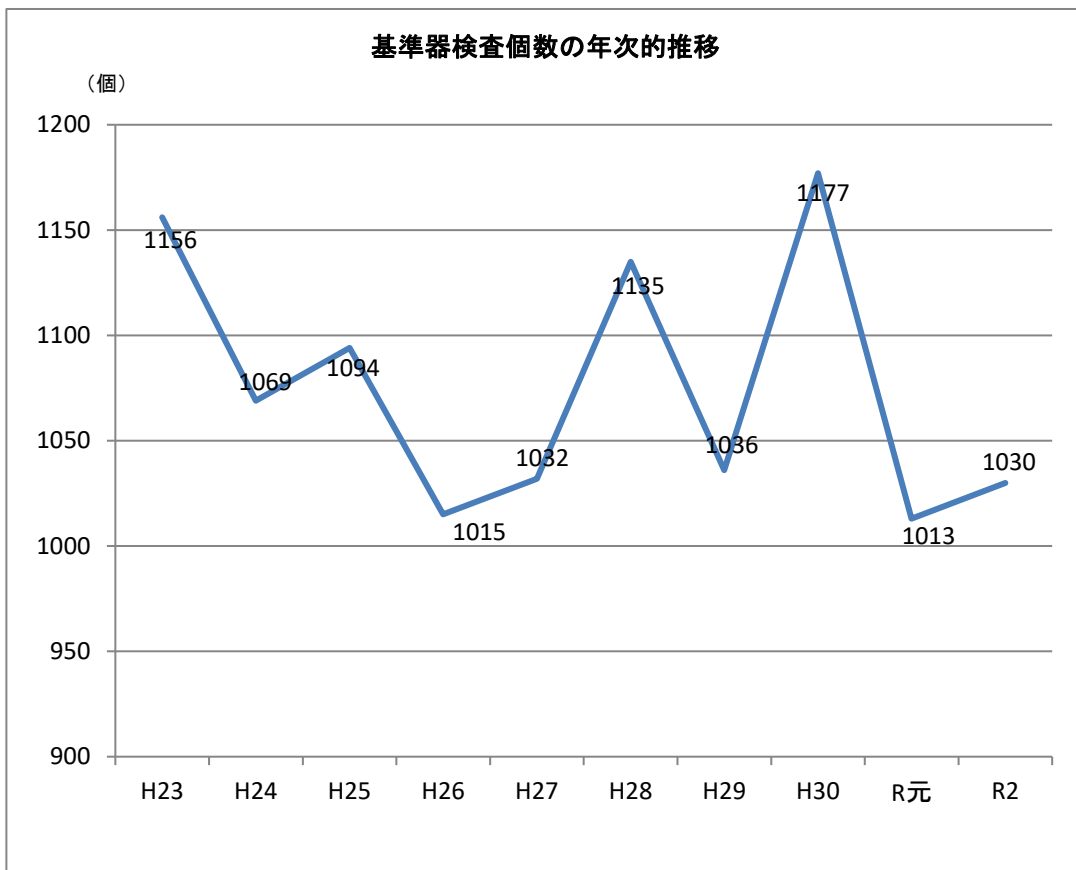
この基準器の検査は原則として経済産業大臣が行うが、一部の基準器の検査は都道府県知事が行うこととなっている。

最近3年間の状況は次のとおりである。

● 基準器種類別検査実績

年度 内訳 基準器の種類	H30		R元		R2	
	検査個数	不合格個数	検査個数	不合格個数	検査個数	不合格個数
タクシメーター装置 検査用基準器	11	0	4	0	1	0
基準台手動はかり	2	0	2	0	0	0
1級基準分銅	281	1	194	1	264	4
2級基準分銅	863	19	813	0	752	0
3級基準分銅	14	0	0	0	11	0
液体メーター用基準タンク (水道)	0	0	0	0	0	0
液体メーター用基準タンク (燃料油)	6	0	0	0	2	0
計	1,177	20	1,013	1	1,030	4

《参考》



第 4 検 定

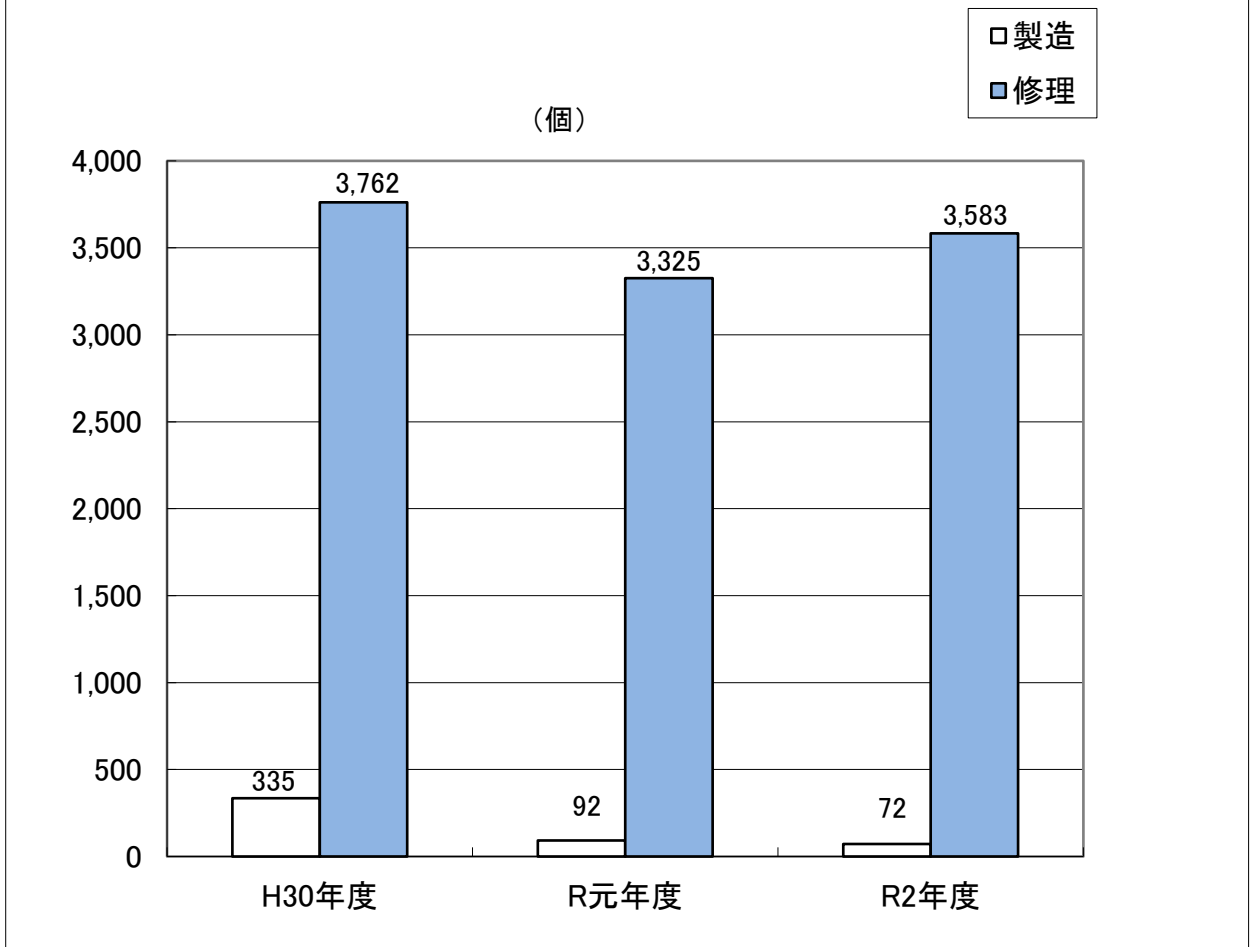
計量法は、取引・証明に使用する特定計量器を強制的に規制しており、検定に合格したものでなければ使用できないと規定している。このため、製造・修理された特定計量器が計量法に定められた合格基準に適合するかどうかを検定することにより、適正な特定計量器の供給に努めている。

最近3年間の検定実績は次のとおりである。

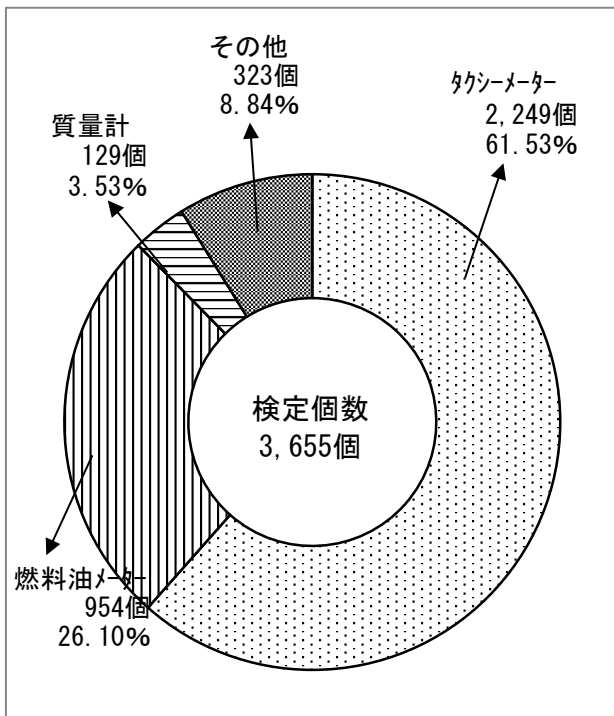
● 計量器種類別検定実績

計量器の種類	年度		H30				R元				R2			
	区分		製 造		修 理		製 造		修 理		製 造		修 理	
	検定 個数	不 合格 個数	検定 個数	不 合格 個数	検定 個数	不 合格 個数	検定 個数	不 合格 個数	検定 個数	不 合格 個数	検定 個数	不 合格 個数		
タクシメーター	0	0	2,499	26	0	0	2,403	26	0	0	2,249	22		
質 量 計	335	0	50	0	92	0	49	5	71	0	58	1		
水 道 メ ー タ ー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
燃 料 油 メ ー タ ー	0	0	895	4	0	0	542	3	0	0	954	1		
液 化 石 油 ガ ス メ ー タ ー	0	0	6	0	0	0	22	0	1	0	5	0		
圧 力 計	0	0	312	6	0	0	309	6	0	0	317	6		
合 計	335	0	3,762	36	92	0	3,325	40	72	0	3,583	30		

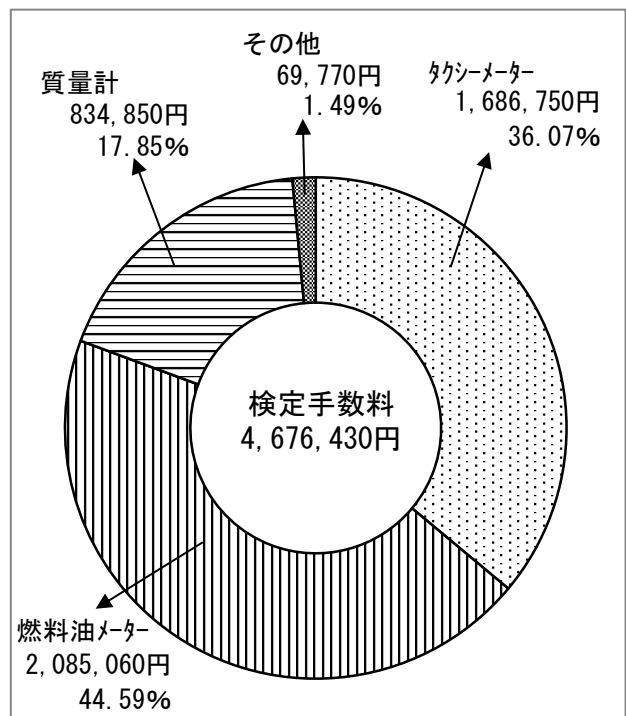
計量器検定の推移



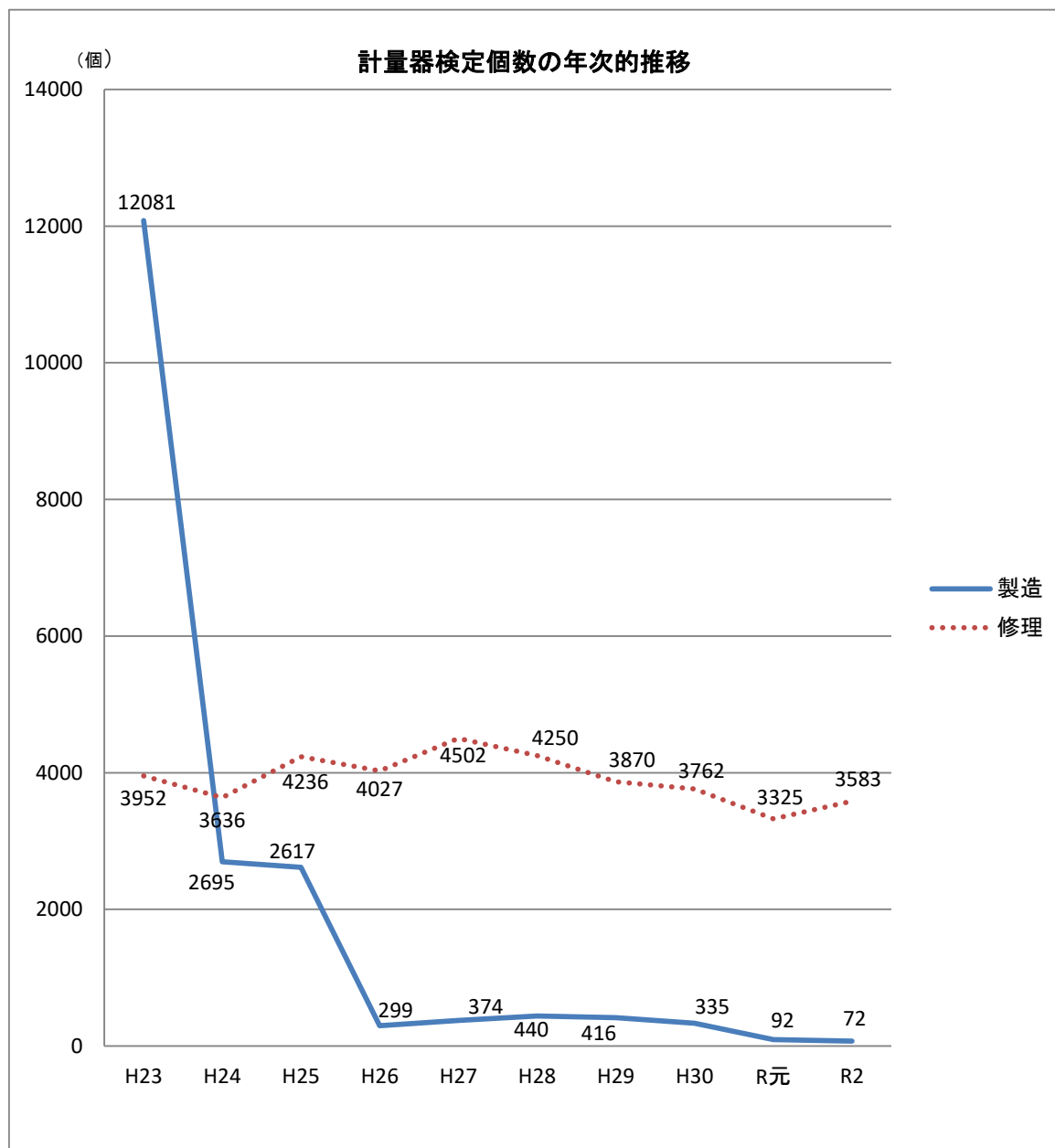
令和2年度器種別検定個数



令和2年度器種別検定手数料



《参考》



第 5 定 期 検 査

特定計量器（非自動はかり、分銅及びおもり）を取引、証明に使用する者は、その計量器について2年に1回の定期検査を受けることが義務づけられている（計量法第19条）。

検査に合格した特定計量器には、定期検査済の合格ラベルを貼り、不合格のものには検定証印を抹消し、不合格票にその理由を記入して使用の禁止を通知している。

検査は、

- ① 区域、期日を定め指定した場所で行う検査（集合検査）
- ② 特定計量器の所在の場所で行う検査（所在場所検査）
- ③ 定期検査に代わる計量士による検査

の方法によって、山口県の指定定期検査機関として業務を受託した一般社団法人山口県計量協会が、県下全域（特定市の下関市を除く。）を対象に実施している。

令和2年度は県西部地域を検査したところであり、その状況は次のとおりである。

なお、定期検査に代わる計量士による検査業務を行う旨を届け出ている計量士は50名（令和3年3月末現在）である。

令和2年度定期検査実績

集合検査（台）	所在場所検査（台）	合 計（台）	定期検査に代わる計量士による検査（台）
2,859	428	3,287	2,418

定期検査のうち集合検査の実績

検査日数	受検世帯数	検査個数	不合格個数	不合格率（％）	検査手数料（円）
88	1,075	2,859	38	1.33	2,362,360

定期検査のうち所在検査の実績

検査日数	受検世帯数	検査個数	不合格個数	不合格率（％）	検査手数料（円）
58	55	428	2	0.47	1,386,790

1 定期検査実績（令和2年度）

種類 市、郡別	電気式はかり		手動式はかり								指示はかり			
	抵抗／誘電／電磁／他		手動天びん		等比皿手動		棒		その他の手動式		ばね式		手動指示併用	
	検査個数	不合格 個数	検査個数	不合格 個数	検査個数	不合格 個数	検査個数	不合格 個数	検査個数	不合格 個数	検査個数	不合格 個数	検査個数	不合格 個数
宇部市	225 (12)	4							27		146		8	
山口市	440 (7)	5							38	1	343	3	11	
萩市	149	2			2				46	1	188			
防府市														
下松市														
岩国市														
光市														
長門市	93 (3)								8		73		2	
柳井市														
美祢市	81 (8)	2			4				5		71	2	1	
周南市														
山陽小野田市	128 (5)	4							10		102		3	
計	1,116 (35)	17			6				134	2	923	5	25	
大島郡														
玖珂郡														
熊毛郡														
阿武郡	35 (1)	1							2		25	1		
計	35 (1)	1							2		25	1		
その他	134	8							5		74	1	1	
合計	1,285 (36)	26			6				141	2	1,022	7	26	

(注) 所在場所検査を含む。

() はトラックスケールで内数

指示はかり		計		分 銅		定 量 お も り		定 量 増 お も り		検査日数	受検世帯数	検査手数料 (円)
その 他 の 指 示		検査個数	不合格 個 数	検査個数	不合格 個 数	検査個数	不合格 個 数	検査個数	不合格 個 数			
検査個数	不合格 個 数											
		406 (12)	4	35				128		27	220	812,030
		832 (7)	9	45				193	5	30	348	1,118,540
		385	3	5				197		13	205	375,490
		176 (3)		10				40		9	95	278,580
		162 (8)	4	39				25		13	66	374,800
		243 (5)	4	15				37		12	100	412,390
		2,204 (35)	24	149				620	5	104	1,034	3,371,830
		62 (1)	2					8		2	29	91,310
		62 (1)	2					8		2	29	91,310
		214	9	5				25		40	67	286,010
		2,480 (36)	35	154				653	5	146	1,130	3,749,150

1 - (1) 集合検査 (令和2年度)

種類 市、郡別	電気式はかり		手動式はかり								指示はかり			
	抵抗／誘電／電磁／他		手動天びん		等比皿手動		棒		その他の手動式		ばね式		手動指示併用	
	検査個数	不合格 個数	検査個数	不合格 個数	検査個数	不合格 個数	検査個数	不合格 個数	検査個数	不合格 個数	検査個数	不合格 個数	検査個数	不合格 個数
宇部市	197	4							27		139		8	
山口市	356	4							31	1	222	3	8	
萩市	148	2			2				46	1	188			
防府市														
下松市														
岩国市														
光市														
長門市	90								8		73		2	
柳井市														
美祢市	45	2			4				5		44	2		
周南市														
山陽小野田市	88	3							10		77		3	
計	924	15			6				127	2	743	5	21	
大島郡														
玖珂郡														
熊毛郡														
阿武郡	34	1							2		25	1		
計	34	1							2		25	1		
その他	134	8							5		74	1	1	
合計	1,092	24			6				134	2	842	7	22	

指示はかり		計		分 銅		定 量 お も り		定 量 増 お も り		検査日数	受検世帯数	検査手数料 (円)
その 他 の 指 示		検査個数	不合格 個 数	検査個数	不合格 個 数	検査個数	不合格 個 数	検査個数	不合格 個 数			
検査個数	不合格 個 数									検査個数	不合格 個 数	検査個数
		371	4	35				128		10	205	413,130
		617	8	40				154	5	12	330	743,110
		384	3	5				197		12	204	371,540
		173		10				40		6	92	185,580
		98	4	39				25		3	57	99,940
		178	3	15				37		4	92	194,590
		1,821	22	144				581	5	47	980	2,007,890
		61	2					8		1	28	68,460
		61	2					8		1	28	68,460
		214	9	5				25		40	67	286,010
		2,096	33	149				614	5	88	1,075	2,362,360

1- (2) 所在場所定期検査 (令和2年度)

種類 市、郡別	電気式はかり		手動式はかり								指示はかり			
	抵抗／誘電／電磁／他		手動天びん		等比皿手動		棒		その他の手動式		ばね式		手動指示併用	
	検査個数	不合格 個数	検査個数	不合格 個数	検査個数	不合格 個数	検査個数	不合格 個数	検査個数	不合格 個数	検査個数	不合格 個数	検査個数	不合格 個数
宇部市	28 (12)										7			
山口市	84 (7)	1							7		121		3	
萩市	1													
防府市														
下松市														
岩国市														
光市														
長門市	3 (3)													
柳井市														
美祢市	36 (8)										27		1	
周南市														
山陽小野田市	40 (5)	1									25			
計	192 (35)	2							7		180		4	
大島郡														
玖珂郡														
熊毛郡														
阿武郡	1 (1)													
計	1 (1)													
その他														
合計	193 (36)	2							7		180		4	

(注) ()はトラックスケールで内数

指示はかり		計		分 銅		定 量 お も り		定 量 増 お も り		検査日数	受検世帯数	検査手数料 (円)
その 他 の 指 示		検査個数	不合格 個 数	検査個数	不合格 個 数	検査個数	不合格 個 数	検査個数	不合格 個 数			
検査個数	不合格 個 数											
		35 (12)								17	15	398,900
		215 (7)	1	5				39		18	18	375,430
		1								1	1	3,950
		3 (3)								3	3	93,000
		64 (8)								10	9	274,860
		65 (5)	1							8	8	217,800
		383 (35)	2	5				39		57	54	1,363,940
		1 (1)								1	1	22,850
		1 (1)								1	1	22,850
		384 (36)	2	5				39		58	55	1,386,790

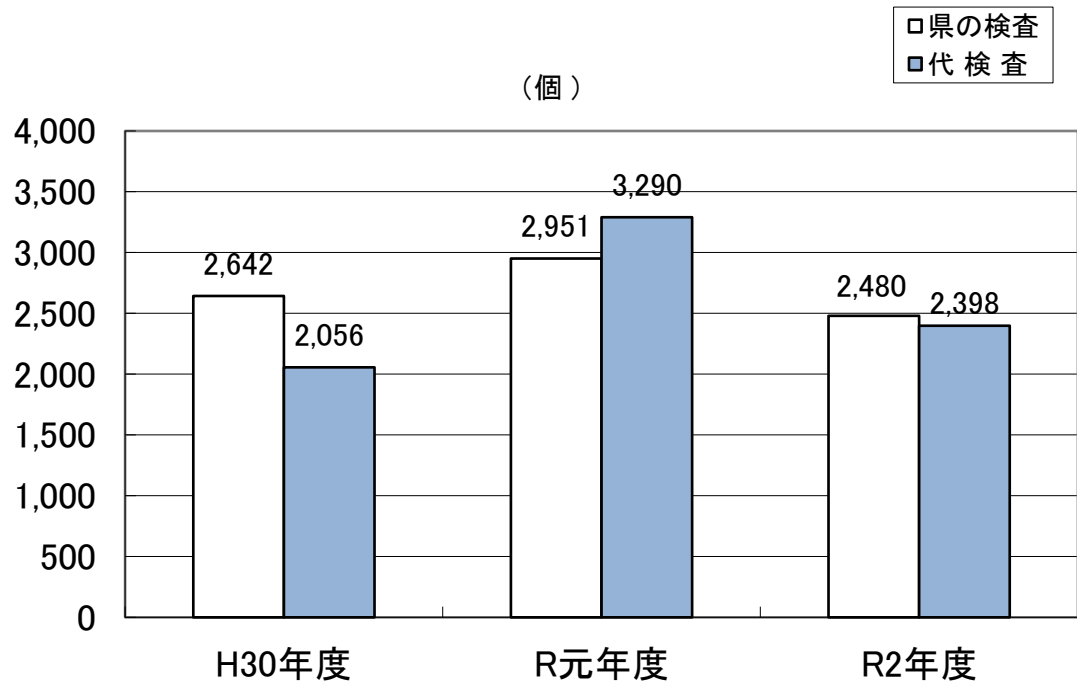
2 定期検査に代わる計量士による検査（令和2年度）

種類 市、郡別	電気式はかり		手動式はかり						指示はかり					
	電気抵抗式		手動天びん		等比皿手動		棒		その他手動式		ばね式		手動指示併用	
	検査個数	不合格 個数	検査個数	不適合 個数	検査個数	不適合 個数	検査個数	不適合 個数	検査個数	不適合 個数	検査個数	不適合 個数	検査個数	不適合 個数
宇部市	771 (32)								7		202		3	
山口市	113 (20)				1						10			
萩市	47 (16)								3 (2)		9			
防府市	318 (17)	1							5 (1)		16		7	
下松市														
岩国市	53										1			
光市	5 (1)													
長門市	105 (4)								8		43		5	
柳井市	40 (2)										2			
美祢市	167 (15)								19		63		2	
周南市	125 (12)								1		1			
山陽小野田市	169 (6)				2						1			
計	1,913 (125)	1			3				43 (3)		348		17	
大島郡	51													
玖珂郡														
熊毛郡	7													
阿武郡									1		8			
計	58								1		8			
合計	1,971 (125)	1			3				44 (3)		356		17	

(注) ()はトラックスケールで内数

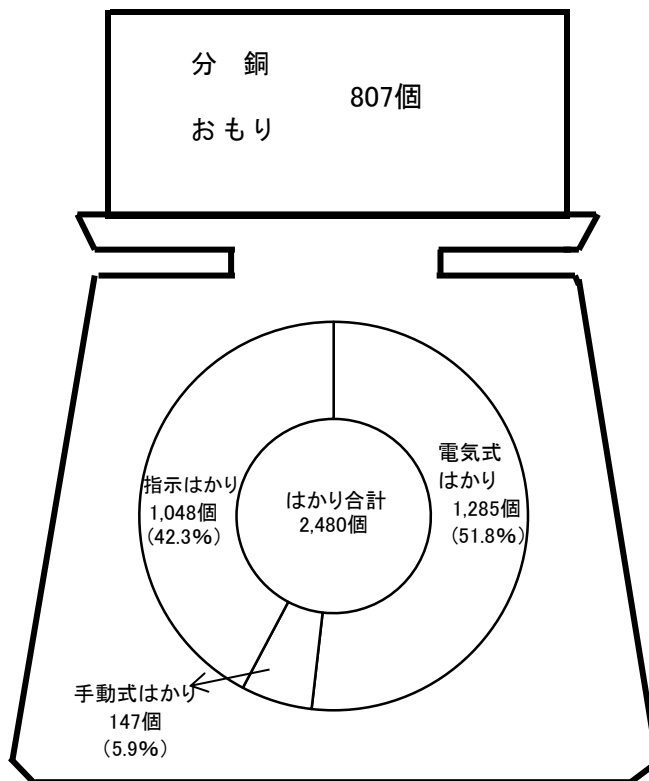
指示はかり		計		分銅		定量おもり		定量増おもり	
その他の指示		検査個数	不適合 個 数	検査個数	不適合 個 数	検査個数	不適合 個 数	検査個数	不適合 個 数
		983 (32)							
1		125 (20)		13					
		59 (18)							
1		347 (18)	1					7	
1		55							
		5 (1)							
		161 (4)							
		42 (2)							
3		254 (15)							
1		128 (12)							
		172 (6)							
7		2,331 (128)	1	13				7	
		51							
		7							
		9							
		67							
7		2,398 (128)	1	13				7	

質量計定期検査の推移

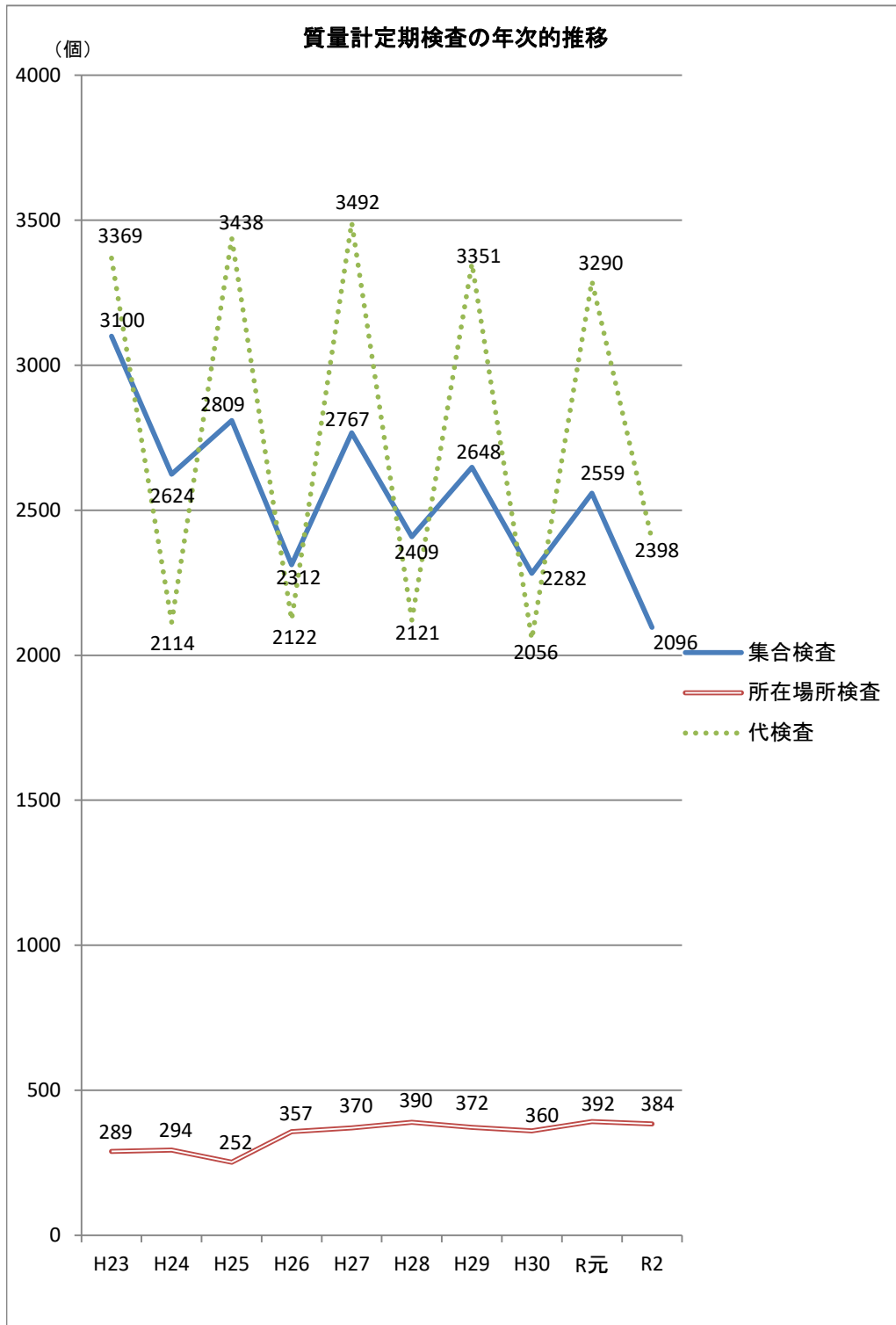


※分銅・おもりを除く

令和2年度定期検査計量器種類別検査個数



《参考》



※分銅・おもりを除く

第 6 計量証明事業者が使用する特定計量器の検査

計量証明に使用する特定計量器（非自動はかり、分銅及びおもり）は、2年に1回検査を受け、これに合格したものでなければ使用できないことになっている（計量法第116条）。

県下の計量証明事業者が使用する計量器の最近3年間の検査実績は次のとおりである。

● 令和2年度検査実績

内 訳 登録区分	計量器の種類	検査個数	不合格個数	検査手数料 (円)	計量証明検査 に代わる計量 士による検査数
質 量	電 気 抵 抗 線 式 は か り	5	0	145,610	4
	台 手 動 は か り	0	0	0	
計		5	0	145,610	4

● 令和元年度検査実績

内 訳 登録区分	計量器の種類	検査個数	不合格個数	検査手数料 (円)	計量証明検査 に代わる計量 士による検査数
質 量	電 気 抵 抗 線 式 は か り	6	0	185,590	11
	台 手 動 は か り	0	0	0	
計		6	0	185,590	11

● 平成30年度検査実績

内 訳 登録区分	計量器の種類	検査個数	不合格個数	検査手数料 (円)	計量証明検査 に代わる計量 士による検査数
質 量	電 気 抵 抗 線 式 は か り	8	0	217,040	5
	台 手 動 は か り	0	0	0	1
計		8	0	217,040	6

第 7 立 入 検 査

商取引において適正な特定計量器が正しく使用されるとともに、適正な商品の量目が確保されるよう各市（下関市を除く。）に配置している商品量目監視員の情報等も参考にして、特定計量器を使用する県下の事業所に計量法第148条に基づく立入検査を実施し、

- ① 適正な特定計量器が正しく使用されているか
- ② 商品量目が適正であるか

を検査し、不適正なものについては早急に措置を講じるよう指導に努めている。

その状況は、次表のとおりである。

1 特定計量器立入検査実績

計量器の種類	検査日数			検査戸数			検査件数			不適正件数		
	H30	R元	R2	H30	R元	R2	H30	R元	R2	H30	R元	R2
タ ク シ ー メ ー タ ー	0	0	0	0	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
質 量 計	8	9	4	14	16	8	99	111	34	0	0	0
燃 料 油 メ ー タ ー	128	105	114	261	191	236	2,284	1,867	2,229	0	0	0
ガ ス メ ー タ ー	9	10	5	15	17	4	172 (15,060)	185 (4,500)	16 (1,252)	0 (0)	0 (2)	1 (22)
水 道 メ ー タ ー	4	4	5	4	4	5	61 (113,071)	67 (72,094)	81 (137,518)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
液 化 石 油 ガ ス メ ー タ ー	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0
積 算 電 力 量 計	1	4	1	2	4	2	4	36	3	0	4	0
計	150	132	130	296	232	256	2,620 (128,131)	2,266 (76,594)	2,364 (138,770)	0 (0)	4 (2)	1 (22)

(注) ()は台帳調査実施数

(参考)

(1) 適正計量管理事業所への立入検査状況

	検査日数	検査事業所数
H30年度	2	2
R元年度	2	2
R2年度	2	2

(2) 指定製造事業者への立入検査状況

	検査日数	検査事業所数
H30年度	2	1
R元年度	3	2
R2年度	3	2

2 商品量目立入検査実績

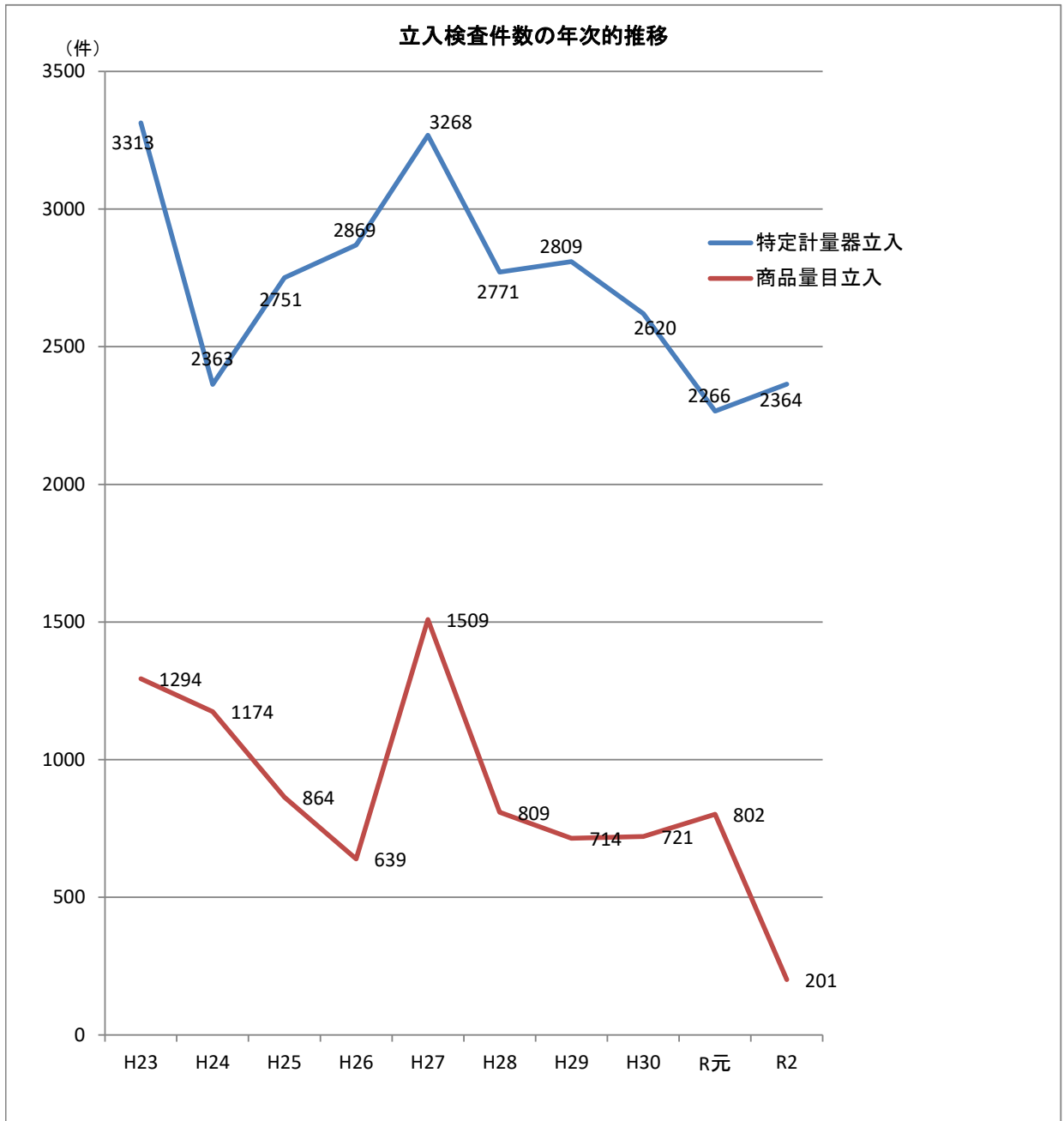
(1) 商品量目立入検査実施時期別実績（平成30年度～令和2年度）

実施時期 \ 内訳	年度	検査日数	検査戸数	検査件数	不適正件数	
					過量	不足量
中元	H30	3	6	300	0	1
	R元	5	8	400	3	0
	R2	—	—	—	—	—
年末・年始	H30	4	8	421	0	0
	R元	4	8	402	0	0
	R2	4	4	200	0	0
随時	H30	0	0	0	0	0
	R元	0	0	0	0	0
	R2	1	1	1	0	1
計	H30	7	14	721	0	1
	R元	9	16	802	3	0
	R2	5	5	201	0	1

(2) 令和2年度量目立入検査商品別実績

商品名	検査個数	不適正件数	
		不足数	不適正率
食肉類	66	1	1.5%
魚介類	50	0	0.0%
青果類	40	0	0.0%
惣菜	45	0	0.0%
その他	0	0	0.0%
計	201	1	0.5%

《参考》



第8 計量思想の普及啓発及び指導

計量法の目的は適正な計量の実施の確保にあるが、一般消費者の計量に対する認識を高めるため、以下の取組みを実施し、計量思想の普及啓発及び指導に努めた。

1 計量記念日行事

11月1日の計量記念日（新計量法の施行日）の関連行事として、令和2年10月27日（火）から同年12月1日（火）まで、防府市青少年科学館ソラールに、計量記念日行事実行委員会（（一社）山口県計量協会、山口県環境計量証明事業協会、山口県計量検定所）として、計量に関するパネルの展示を行い、正しい計量等の普及啓発を図った。

2 懸垂幕の掲示、ポスターの配布

計量記念日のPRのため、県の出先機関（山口総合庁舎）に懸垂幕を掲示するとともに、市や商工関係団体等にポスターを配布した。

3 商品量目監視員制度

山口県独自の制度として、県下12市に商品量目監視員26名を配置し、日常購入する食料品を対象に商品量目の監視に当たってもらうとともに、その報告を参考に計量検定所が立入検査を実施するなど、その成果の活用に努めた。

なお、商品量目監視員の最近3年間の活動実績は、次表のとおりである。

〔商品量目監視員の活動状況〕

内訳 年度	配置人数	調査件数（A）	不足件数（B）	不足率＝B／A×100 （％）
H30	22	2,098	108	5.1
R元	22	2,268	117	5.2
R2	26	3,358	153	4.6

4 ホームページによる広報

山口県のホームページ内に山口県計量検定所のホームページを開設し、計量行政に関する情報、業務の内容、定期検査の日程、各種申請・届出様式、検定・検査手数料等を掲載している。

- 山口県ホームページ（<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/>）
- 山口県計量検定所ホームページ
（<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a16100/keiryo/top.html>）

第 9 特 定 市

下関市は、旧計量法第139条第1項の規定に基づく政令（昭和39年3月30日政令公布・同年4月1日施行）で特定市として指定され、それ以来、県から独立した権限をもって定期検査・立入検査等の業務を実施している。

なお、県及び市による協議会を開催し、定期検査・立入検査等について協議を行っている。

第10 計 量 関 係 団 体

1 一般社団法人 山口県計量協会 （法人設立 平成16年4月1日）

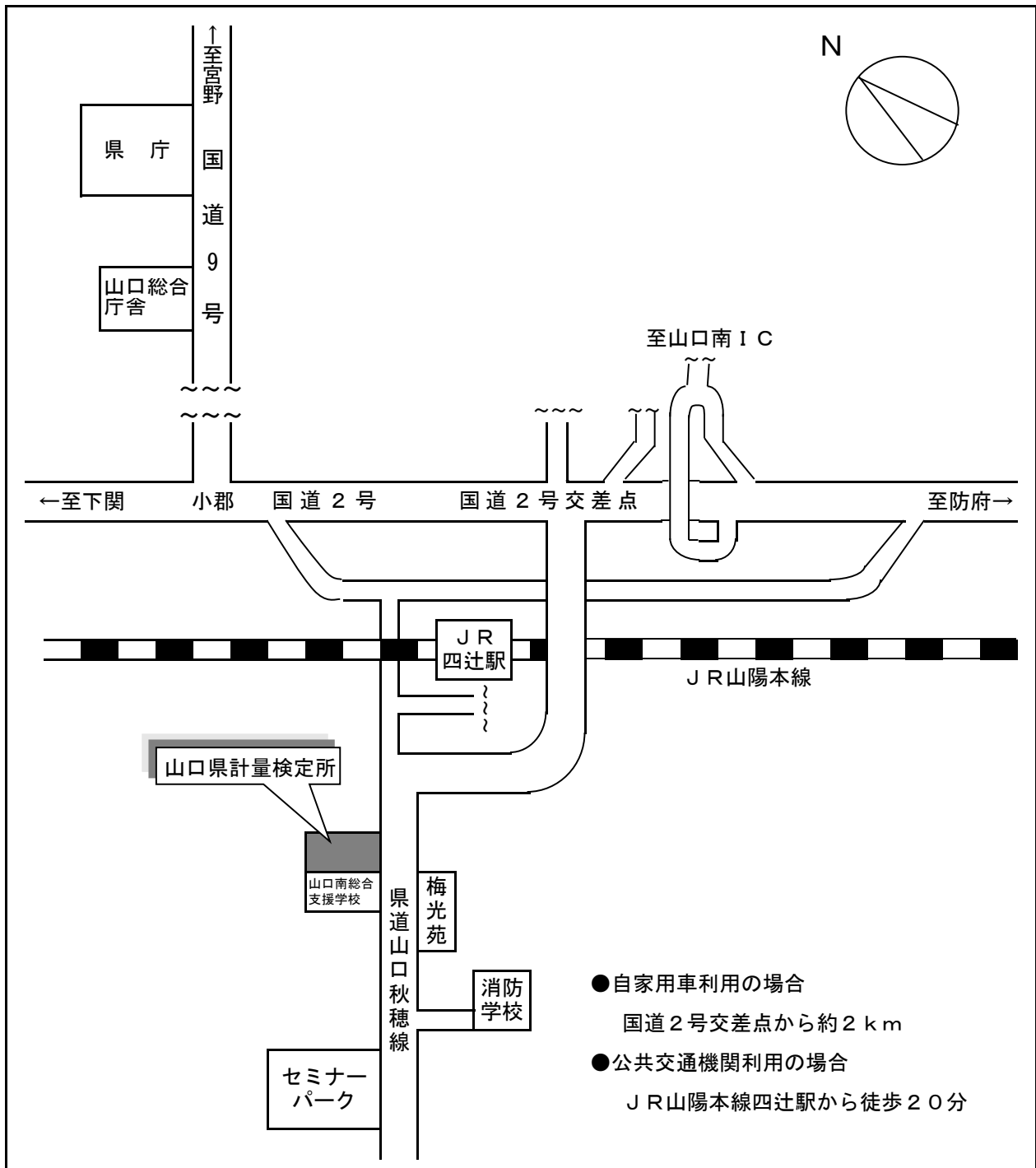
代 表 理 事 株式会社宇部ケイキ 取締役会長 磯金 國夫
理 事 及 び 監 事 19名
会 員 220会員（令和3年3月末現在）

- 平成13年4月に計量関係3団体（山口県計量協会・山口県計量管理協会、山口県計量士会）を統合し設立された、山口県計量振興協会が法人化に取り組んだ結果、平成16年4月1日に設立許可を受け、社団法人山口県計量振興協会が誕生した。その後、平成24年4月1日に一般社団法人へ移行し、名称を変更した。
- 会員は、計量器部会（製造・修理・販売事業者）、計量管理部会（業務上計量器を使用する者）、計量士部会（計量士）、計量証明事業部会（一般計量証明事業登録事業者）により、構成されている。
- 目的としては、定款第3条に「計量思想を普及啓発し、計量に関する調査及び研究を行い、計量関係者の資質の向上を図るとともに、適正な計量管理を推進することにより、適正な計量を実現し、もって経済の健全な発展及び文化の向上に寄与すること」をあげている。
- 事業としては、スーパー等量販店における計量管理、県下全域の指定定期検査機関としてのばかり（取引証明用）の検査、材料試験機・はかり（取引証明用以外）の依頼検査、会員等に対する研修、功労者に対する表彰、計量記念日行事への参加や計量だよりの発行による普及啓発事業等を実施している。

2 山口県環境計量証明事業協会 （設立 昭和56年10月15日）

会 長 中国水工株式会社 業務部長 松村 博
副 会 長 外 役 員 4名
会 員 18事業所（令和3年3月末現在）

- 県下の環境計量証明事業登録者が会員で、環境計量に関する技術の向上と会員相互の親和協調により、環境計量証明事業の正しい発展を図ることを目的としている。



山口県計量検定所

〒747-1221
山口市鑄銭司 12361-31

TEL (083) 985-1710

FAX (083) 985-1711

E-mail a16103@pref.yamaguchi.lg.jp

URL <http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a16100/keiryu/top.html>